

仕様書

1. 件 名

熊本市役所本庁舎構造ヘルスマニタリングシステム機器更新業務委託

2. 実施目的

本業務は、熊本市役所本庁舎に設置されている構造ヘルスマニタリングシステムについて、機器の経年劣化に伴う保守期限到来により機器更新を行い、地震時における建物被災度判定機能を継続的かつ安定的に確保することを目的とする。

3. 履行場所

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

4. 契約期間

契約締結日から令和 9 年(2027 年)年 2 月 26 日まで

5. 委託対象

特記仕様書を参照のうえ、以下の業務を行うこと。

- (1) 既設機器の取外しおよび運搬・保管処置
- (2) 更新機器の据付・配線・調整
- (3) クラウド環境構築
- (4) 動作確認、総合試験および検査
- (5) 操作説明および成果物の提出

6. 機器設置および施工条件

特記仕様書を参照のうえ、以下の条件に従うこと。

- (1) 感振センサ
 - ・感振センサは、指定階の PS または EPS 内に床設置とし、アンカー等で堅固に固定する。
 - ・感振センサにはカバーを取り付けることにより、接触防止を図る。
 - ・電源は、防災センター設置の UPS 経由とする。
- (2) 感振記録器
 - ・感振記録器は、防災センターの収納ラック内に設置する。
 - ・電源は防災センター設置の UPS 経由とする。
- (3) 収録・表示装置および無停電電源装置 (UPS)
 - ・収録、表示装置および UPS は、防災センター内の専用机に設置する。

- ・収録・表示装置の電源は、防災センター設置の UPS 経由とする。
- ・PC は排熱による機能不全を防止するため、十分なスペースを空けて設置する。

(4) PoE-HUB

- ・PoE-HUB は、防災センターの収納ラック内に設置する。
- ・電源は、防災センター設置の UPS 経由とする。

(5) PoE 延長器

- ・PoE 延長器は、PS または EPS 内に設置する。
- ・電源は、防災センター設置の UPS 経由とする。

(6) その他

- ・以下の配線は、既設流用可 (UTP ケーブル Cat5e) とする。

- ① 感振センサと PoE-HUB 間
- ② 感振センサと PoE 延長器間
- ③ PoE 延長器と PoE-HUB 間
- ④ PoE-HUB と通信機器間

なお、配線長は各 100m 未満とする。

7. 庁舎の制約等について

- (1) 来庁者の庁舎利用に支障を与えないこと。
- (2) 防災センターおよび執務室の運用に支障を与えないこと。
- (3) 更新時においては、既設の構造ヘルスマニタリングシステムの非監視時間を最小限とすること。
- (4) 既設設備・建物の運用に支障を与えないよう施工を行うこと。
- (5) 作業は、原則閉庁時とする。また、作業にあたり事前に詳細スケジュールを作成し、監督員の承諾を得て実施すること。閉庁時以外の作業については、事前に監督員の承諾を得ること。
- (6) 躯体への新たな穿孔が発生する場合は、事前に監督員へ確認を行うこと。

8. 取外しおよび運搬・保管処置について

既設品は、取外し後、監督員の指定する場所（本庁舎敷地内）へ運搬し、養生シートを用意のうえ、適切な保管（かぶせる等）の処置を行うこと。

当該既設品は以下のとおりとする。

(ハード機器)

- | | |
|---------------------|-----|
| ・感振センサ | 5 台 |
| ・感振センサカバー・感振センサ用取付板 | 5 組 |
| ・感振記録器 | 1 台 |
| ・SHM システム PC | 1 式 |

・ミニキーボード	1 台
・21.5 型ワイド液晶モニタ	1 台
・無停電電源装置	1 台
・外付けハードディスク	1 台
・PoE-HUB	1 台
・PoE 延長器	1 台
・LAN 中継コネクタおよび LAN ケーブル	1 式
・機器収納ラック	1 式
・耐震用品	1 式
(ソフトウェア)	
・被災度判定システム	1 式
(クラウドサービス接続機器)	
・通信端末 (LTE 用 USB ドングル)	1 式
・ルータ	1 式
・LAN ケーブル	1 式

9. 試験および検査

- (1) 単体動作確認試験
- (2) システム総合試験 (感振センサからクラウドまで)
- (3) 地震模擬データによる被災度判定確認

10. 成果物の範囲

成果物を以下に示す。

(着手時)

- | | |
|--------------------------------|-----|
| ・着手届 | 1 部 |
| ・業務責任者等届 (責任者が資格を有することを証明する書類) | 1 部 |

(作業前)

- | | |
|--------|-----|
| ・実施計画書 | 1 部 |
| ・施工計画書 | 1 部 |
| ・試験計画書 | 1 部 |
| ・機器承諾図 | 1 部 |

(作業中)

- | | |
|------------------------|--|
| ・詳細スケジュール (施工期間中、適宜) | |
| ・質疑書及び打合せ記録 (施工期間中、適宜) | |

(完了時)

- | | |
|------|-----|
| ・完了届 | 1 部 |
|------|-----|

・ 請求書	1 部
・ 完成・ 工程写真	1 部
・ 試験成績書	1 部
・ 機器構成図（機器一覧表共）および配置、配線図	1 部
・ 操作説明書	1 部
・ 保証書	1 部

1 1. 保守・保証

更新機器は、納入後 1 年間以上のメーカー保証を有すること。

1 2. 成果物の納品方法

監督員の指定する方法で納品すること。

1 3. 作業の実施体制・工程に関する事項

1 3. 1 作業要員に求める資格等の要件

① 受注者は「業務責任者」を置き、本委託に係る作業及び試験等全体を統括・調整し、業務全体を成功させるものとする。

② 業務責任者の配置

業務責任者に配置されるものは、以下の資格又は同等以上の資格を持つものとし、自社での選定を要件とする。

- ・ 1 級または 2 級電気工事施工管理技士

1 3. 2 工程管理

業務責任者は、適宜、監督員と作業方法や日程等について、打合せを行い、速やかに議事録を作成し、双方の確認を得ること。

1 4. 遵守事項

1 4. 1 機密保持、資料の取扱い

受注者は、委託業務の過程で発注者が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）を本委託業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。

1 4. 2 遵守する法令等

本委託は、次に示す法令等のほか、本委託仕様書その他関係法規に準拠し実施するものとする。

- ・ 電気工事士法
- ・ 電気設備技術基準等
- ・ 労働安全衛生法

- ・電気事業法
- ・建築基準法
- ・消防法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・その他関係法令規則、条例等

15. 成果物の取扱い

15.1 契約不適合責任

- ① 受注者は、本委託について検収を行った日を起算日として、1年間、成果物に対する契約不適合責任を負うものとする。その期間内において契約不適合があることが判明した場合には、その契約不適合が発注者の指示によって生じた場合（ただし、受注者がその指示が不适当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りでない。）、受注者の責任及び負担において速やかに修正等を行い、指定された日時までに再度納品するものとする。なお、修正方法等については事前に監督員の承認を得てから着手するとともに、修正結果についても監督員の承認を受けること。
- ② 前項の契約不適合責任期間経過後であっても、成果物等の契約不適合が発注者の故意又は重大な過失に基づく場合は、本委託について検収を行った日を起算日として2年間はその責任を負うものとする。
- ③ 発注者は、上記の場合において、契約不適合の修正等に代えて、当該契約不適合により通常生ずべき損害に対する賠償の請求を行うことができるものとする。また、契約不適合を修正してもなお生じる損害に対しても同様とする。

15.2 検収

- ① 委託終了後、本委託仕様書で指定した成果物を添えて、担当課の検査を受ける。
- ② 検査の結果、成果物の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、受注者は直ちに引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに修正が反映された全ての成果物を納入すること。

15.3 部分使用

- ① 発注者は、成果物の引渡前においても、受注者の承諾を得て成果物の全部又は一部を使用することができる。
- ② 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意義務をもって使用すること。

16. 再委託に関する事項

16. 1 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- ① 受注者は、受注業務の全部又は受注業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者に再委託することはできない。
- ② 受注者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持及び遵守事項）、ガバナンス等に関して本委託仕様書が定める受注者の債務を、再委託先業者も負うような処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受注者が負うこと。

16. 2 承認手続

- ① 受注業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した「再委託に係る承認申請書」を発注者に提出し、監督員の承諾を受けること。
- ② 当初申請内容に変更が生じた場合は「再委託に係る変更承認申請書」を提出すること。
- ③ また、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号及び名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した「施工体制表」を発注者に提出すること。

17. その他

17. 1 前提条件及び制約条件

本委託仕様書に記載なき事項であって、本委託の遂行に必要と認められるものについては、発注者と受注者との協議・検討の上、受注者の負担と責任により実施するものとする。